

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

(所管省庁名: 厚生労働省)

【独立行政法人名】 独立行政法人雇用・能力開発機構	
1. 根拠法令	独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号)
2. 従事者数	役員数 6名(平成17年8月1日現在) 職員数 4,242名(平成17年4月1日現在)
3. 予算額	7,198億円(うち運営費交付金等1,541億円)
4. 事務・事業の内容	<p>(1) 雇用開発に関する業務 雇用管理に関する相談等 中小企業の雇用創出、人材確保等のための助成金の支給、相談等</p> <p>(2) 能力開発に関する業務 公共職業能力開発施設等の設置運営、事業主等を行う職業訓練の援助等 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての労働者等に対する相談等(キャリア・コンサルティング)</p> <p>(3) その他 勤労者の財産形成の促進及び生活安定のための持家取得資金、教育資金等の融資及び助成金等の支給 雇用促進住宅及び勤労者福祉施設を譲渡又は廃止する業務並びに譲渡等するまでの間の管理運営業務</p>
5. 民間開放の状況	<p>特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、離職者訓練について、民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う訓練はその地域において民間では実施できないものみに限定して実施し、専修学校・各種学校のほか、大学・大学院・NPO・事業主等訓練委託先の開拓を行い、国の定める職業訓練実施計画に基づいた民間委託の拡大を確実に実施している。</p> <p>特殊法人等整理合理化計画に基づき、在職者訓練について、地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う訓練は真に高度なものみに限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務として実施していない。</p> <p>時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、訓練指導員として民間外部講師を積極的に活用している。</p>
6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響	<p>労働者に対し、職業に必要な技能及びこれに対する知識を習得させることによって、労働者としての能力を開発し、向上させるための職業訓練は、雇用対策の一環としてセーフティネットとしての役割や、我が国の人材の能力をより向上させて我が国の生産力・競争力を向上させるといふ経済及び社会の発展に寄与する役割を担っている。機構を廃止した場合は、経済事情の急激な変動等により必要となる求職者に対する職業訓練の実施を行うことが困難となり、また、設備投資等の観点から、民間において担うことが困難である真に高度な職業訓練の実施を通じた我が国企業の人材育成を図り、ひいては経済・社会の発展を図ることが困難となることから、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止することはできない。</p>

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

(所管省庁名: 厚生労働省)

【独立行政法人名】 独立行政法人雇用・能力開発機構	
7. 更なる民間開放 についての見解	<p>離職者訓練の民間委託については、中期目標・中期計画上においても拡大することを掲げており、民間教育訓練機関等との適切な役割分担を踏まえ、民間委託の拡大を図っていく。</p> <p>また、在職者訓練についても、地方公共団体や民間教育訓練機関では実施できない真に高度な訓練に限定して実施することとし、民間教育訓練機関における訓練の実施状況を踏まえ、随時訓練コースの見直しを行っていく。さらに、訓練指導員についても、民間外部講師の更なる活用を図っていく。</p>

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

(所管省庁名: 厚生労働省)

【独立行政法人名】 独立行政法人雇用・能力開発機構

8. 個別の質問項目

平成17年度のアビリティガーデンにおけるモデル事業について、その進捗状況とこれまでに明らかになった課題(問題点)についてご教示いただきたい。また、今年度のモデル事業については、土曜・日曜の時間帯を活用した限定的なものとなっているが、これを平日の本体事業へと対象を拡大するなど、対象事業・業務範囲を拡大することについて、貴省の見解如何。

【進捗状況・これまでに明らかになった課題】

<進捗状況>

「離職者訓練」の実施について、平成17年6月1日に(株)東京リーガルマインドと(株)日本医療事務センターの2事業者と、また、「在職者等のための訓練」について、同5月27日にTAC(株)とアカデミーテンプ(株)の2事業者とそれぞれ契約を締結した。

このうち、「離職者訓練」については、7月中に5コースの開講が計画されていたので、6月6日から同29日までの間に東京、埼玉、千葉及び神奈川の25のハローワークで求職者に対する募集を行った。その結果、定員総数189人に対して121人の応募があり、応募者僅少により中止となった1コースを除く4コースに96人が入所し(定員充足率:68%)、現在受講中である。最初の修了生は、9月16日に修了予定である。

また、在職者等のための訓練については、募集、広報、入所手続はすべて事業者に委ねられているが、7月31日までに開講が計画されていた13コース(定員総数250人)については、9コース86人が入校し(定員充足率:43%)、7コースが終了、2コースが引き続き実施中である。また、3コースが応募者僅少のために中止となったほか、1コースが台風接近のため延期となっている。

<明らかになった課題>

職業訓練事業については、7月に事業が開始されたばかりであり、全体的な評価が困難であることから、課題については、この一年のモデル事業の実施状況を踏まえ、把握していきたいと考えている。

【対象事業・業務範囲の拡大について】

現行のモデル事業については、公共職業訓練の実施にあたり、支障のない範囲での施設の有効活用を目的として実施している。

機構が実施している公共職業訓練事業は、

職業能力開発促進法第5条第1項に基づく職業能力開発基本計画において自ら職業訓練を実施するに当たっては、「ニーズがありながら民間部門では実施を期待し難い、又は実施していない分野」に限定することをその基本方針としていること、

特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)においては、

・地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う在職者訓練は、真に高度なもののみ限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務として速やかに廃止すること、

・民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う離職者訓練は、その地域において民間では実施できないもののみ限定して実施し、民間で実施可能なものは民間委託の拡大を図ること、

とされており、アビリティガーデンが自ら行う職業訓練事業は、そもそも民間では対応できない訓練に限定して実施しており、民間で行うことが可能であれば、機構、すなわち国が実施すべき職業訓練には該当しないことから、市場化テストにはなじまない。

また、アビリティガーデンは、今後の労働政策の重要課題であるホワイトカラーの職業能力開発のための中核的研究施設として、新たな訓練コースの開発、開発したコースの試行実施、効果検証、検証した訓練コースの普及、改良点の発見のための継続実施、を行っており、本事業は国が責任をもって実施すべきであるとともに、これらは一体的に行われることが効率的・効果的であることから職業訓練のみを市場化テストの対象とすることは不適当である。

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

(所管省庁名: 厚生労働省)

【独立行政法人名】 独立行政法人雇用・能力開発機構

貴法人の業務に関しては、去る6月、特殊法人等改革推進本部参与会議から各種の指摘を受けており、このうち、アビリティガーデンについては、同種の業務が民間や地方公共団体においても実施されており、貴法人が実施することの必然性について疑問が投げかけられているが、これに対する貴省の見解如何。

機構が行う公共職業訓練事業は、機構が実施する職業訓練のコース設定の際に、地域の人材ニーズの把握分析及び民間教育訓練機関の実施している訓練コースの把握等を行うとともに人材育成地域協議会(各地域の大学・学校関係者、産業界、労働界、地方公共団体関係行政機関等の関係者を構成員としている)を開催し精査することにより、民間では対応できない訓練に限定して訓練コースの設定を行っており、民間や地方公共団体の実施する職業訓練と重複したものは実施していないと認識している。

「特殊法人等整理合理化計画」においても、貴法人の施設において行われる職業能力開発訓練については、地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図りながら、真に機構でしか行えないものに特化すべきとされているが、現状において、それが実現しているとは思えない。先の参与会議でも、職業能力開発大学校(全国10箇所)や職業能力開発促進センターなどの施設の集中化の可能性について言及されているが、貴省の見解如何。

機構が行う公共職業訓練事業は、機構が実施する職業訓練のコース設定の際に、地域の人材ニーズの把握分析及び民間教育訓練機関の実施している訓練コースの把握等を行うとともに人材育成地域協議会(各地域の大学・学校関係者、産業界、労働界、地方公共団体関係行政機関等の関係者を構成員としている)を開催し精査することにより、民間では対応できない訓練に限定して訓練コースの設定を行っており、民間や地方公共団体の実施する職業訓練と重複したものは実施していないと認識している。

また、職業能力開発大学校等の集中化については、現在の雇用情勢や若年者の雇用問題等の問題が山積している中では重要な責務を担っている施設であり、早急に整理・統合することは困難であるが、今後、少子化や民間の教育訓練機関の実施する職業訓練等の状況に鑑みて、職業能力開発大学校等施設のあり方の検討は必要であると考えている。

なお、事務・業務の一元的処理を可能とするべく、17年度に都道府県センターと職業能力開発促進センターを27カ所で統合したところであり、残りの19カ所についても今後統合していくこととしているところである。

「私のしごと館」(学生向け職業体験型施設)について、費用対効果、採算性の観点から、廃止も含めて検討すべきと考えるが、貴省の見解如何。

「私のしごと館」においては、仕事の内容や必要な職業能力開発についての情報提供、仕事の体験機会の提供、若年者の主体的職業生活設計の支援のための相談・援助等、網羅的かつ体系的な職業意識啓発を若年者を中心に実施しているところであり、各事業は利用者から高い評価を受けており、効果を上げているものと認識している。「私のしごと館」の行う事業は、フリーターやニートの増加など、若年者の雇用問題が大きな社会問題となる中、職業意識啓発のために職業体験機会や幅広い職業情報、相談を提供する場として、国としても積極的に取り組んでいくことが必要な事業であると考えている。これは、必ずしも収支相償を前提とする事業ではないものの、自己収入の増加や経費の削減に最大限努力することは必要であるため、限られた財源の有効活用という観点から、運営の効率化を進めて抜本的な経費の削減を図るとともに、自己収入の増加を図ることとしている。

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

(所管省庁名：厚生労働省)

【独立行政法人名】独立行政法人雇用・能力開発機構

雇用促進住宅については、「特殊法人等整理合理化計画」において、早期廃止の方向性が打ち出されているが、現実には進んでいない。先頃も、新聞報道等によれば、雇用促進住宅に公共職業安定所の職員が入居していることが明らかになったとのことだが、今後、どのように対応していくのか。

雇用促進住宅については、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、「現に入居者がいることを踏まえた早期廃止のための方策を検討し、できるだけ早期に廃止する。」とされたことから、不動産経営学、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家からなる「雇用促進住宅基本課題検討会」において、新たな国からの支出を行わないことを前提に家賃収入等についてシミュレーションを行った結果、処理について30年程度かけることが最善とされたものである。

なお、廃止までの運営は、国からの交付金、補助金等を今後一切使用しないこととされているほか、譲渡等に伴う収入は、全て国庫に納付することとなっている。したがって、このような原則を踏まえ、国庫への納付を可能な限り多くすることを念頭におきつつ、今後、各住宅の譲渡・廃止の方針を適宜見直し、関係各方面のご理解も得つつ、できるだけ早期に事業を終了させることとしたい。

平成17年6月末までに7住宅が譲渡済みとなっており、33住宅が既に廃止決定を行っているところであるが(別紙参照)、雇用促進住宅は地方公共団体からの要請に基づき設置し、公営住宅の代替的機能を果たしている経緯があるとともに、低所得勤労者が低家賃で入居している現状から、地方公共団体等に譲渡を積極的に進めることが必要と考えており、現在、買取りについて再度依頼と意向確認を行っており、その結果も踏まえつつ、譲渡を積極的に進めることとしている。さらに、入居率が低い住宅については早期廃止の決定を行いつつ、早期の事業終了に努めることとしている。

雇用促進住宅は、基本的に雇用保険の被保険者等のための住宅として設置しているものであるが、家賃収入による独立採算を徹底するためには、入居率を高めておくことが必要であり、公務員等雇用保険の被保険者等以外の者の入居も、被保険者等の利用に支障がない範囲で認めているところである。しかし、厚生労働省は特に雇用促進住宅の運営等について指導する立場にあることから、職員は入居を自粛するべきものと考えており、入居していた18名については全員退去している。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。